

令和 4 年度

第 2 回江別市都市計画審議会

会 議 録

令和 4 年 7 月 8 日(金)
江別市民会館 37 号

江別市都市計画審議会
(江別市企画政策部都市計画課)

目 次

1. 開会	2
2. 委嘱状交付	2
3. 市長挨拶	2
4. 委員の紹介	3
5. 会長の選出	3
6. 会長挨拶	4
7. 会長代理の指名	5
8. 議事	5
・江別市都市計画マスタープラン等小委員会の設置	
9. その他	9
10. 閉会	9

令和4年度第2回江別市都市計画審議会

1. 日 時 令和4年7月8日(金) 午後1時30分～午後2時10分

2. 場 所 江別市民会館 37号室

3. 出席者 江別市都市計画審議会委員15名、江別市8名(事務局含む)

都市計画審議会委員 (◎会長 ○会長代理)	
番号	氏 名
1	石橋 達勇
2	○小篠 隆生
3	◎佐々木 博明
4	齊藤 佐知子
5	佐々木 聖子
6	鈴木 誠
7	角田 一
8	荒井 三治
9	落合 英機
10	鎌田 直子
11	町村 均
12	大石 珠希
13	佐藤 和人
14	中野 稔之
15	山下 光弘
出席 15 名	

江 別 市		
番号	氏 名	所属
1	三好市長	市長
2	川上部長	企画政策部
3	伊藤次長	//
4	鳴海課長	都市計画課
5	宮川係長	//
6	布澤主査	//
7	渡邊主任	//
8	江崎技師	//
出席 8 名		

1. 開会

●鳴海課長

それでは、定刻となりましたので、只今より令和4年度第2回江別市都市計画審議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。審議会の開催あたりましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、マスクの着用やパーテーションの設置など、十分な対策を行った上で、効率的な運営に努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、審議会の内容につきましては、準備ができ次第、公開していく予定でございますので、あらかじめご了承ください。

2. 委嘱状交付

●鳴海課長

はじめに、本審議会委員の新たな委嘱期間となりますことから、皆様に、市長より委嘱状を交付させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、委嘱日につきましては、任期開始日の6月6日まで、遡らせていただいていることを、ご了承くださいようお願い申し上げます。

交付につきましては飛沫防止の観点から市長からの手渡しのみとさせていただきます。では、お一人ずつ、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。

〈市長より、石橋達勇委員、小篠隆生委員、佐々木博明委員、齊藤佐知子委員、佐々木聖子委員、鈴木誠委員、角田一委員、荒井三治委員、落合英機委員、鎌田直子委員、町村均委員、大石珠希委員、佐藤和人委員、中野稔之委員、山下光弘委員に委嘱状を交付〉

なお、本日ご欠席された委員につきましても、後日、委嘱状を交付させていただきますことをご報告いたします。

3. 市長挨拶

●鳴海課長

それでは、次第の3、市長の三好より、ご挨拶申し上げます。

●三好市長

市長の三好でございます。今年度第2回目の都市計画審議会の開催にあたりまして一言挨拶申し上げます。この度の都市計画審議会は新たな委嘱期間となりますことから、只今委嘱状を皆様にお渡しさせていただきました。委員の皆様には公私共に大変お忙しいにも関わらず当審議会の委員を快くお引き受けいただきましたこと、更には日ごろから市政の各界にわたりまして様々な形でご支援ご協力賜っておりますこと心から感謝申し上げます。またここ数日猛暑が続いてございます。また、新型コロナウイルスにつきましては全国的に増加傾向でございまして、委員の皆様にはそのような中でのご出席賜りましたこと重ねて御礼申し上げます。その新型コロナウイルス感染症の状況でございまして、昨日の国の発表では全国で4万5000人を超えると前週の倍と言われております。更に道内におきましても800人を超えまして、5日連続で同じ曜日を上回るという状況が続いてございます。第7波が心配されているところでございますが、このような中での審議会の開催でございまして、先ほど司会から申し上げました通り、委嘱状をお渡しする際にはお名前を読み上げず交付をさせていただきました。是非ご了承くださいたいと思っております。今回は2名の方が市民公募委員とし

て新たに委員になられておられます。その皆様には市民公募ということで市民目線で忌憚のないご意見を頂戴できればと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、最近の市有財産の動きを少し申し上げたいと思いますが、以前も当審議会で話題とされましたけれども、昭和2年に建設の昭和を代表する登録文化財で、市が所有しております北海道林木育種場旧庁舎でございますが、今年4月珈房サッポロ珈琲館が本社を移転いたしましてコーヒーサロンを設けるなど、原始林、四大学を背景に地域の広域拠点としての活用が始まりました。この活用に至りましたのは野幌地区の賑わいの創出などが大きな要因になっているものと私も考えております。また昭和3年に建築されました旧町村農場でございますが、今年の大雪で屋根の一部が破損しまして、今年は大改修をする予定でございます。その改修にあたりましては、これまでの歴史、さらには農業文化、地域性などを考慮いたしましてワークショップを開催し、今後の利活用を検討して参りたいと考えております。このような市有財産を活用する取り組みにつきましては江別に人の流れを加速する新たなきっかけになるものと考えておまして、引き続き当審議会の皆様方のご意見を参考にさせていただきながら積極的に取り組んで参りたいと考えております。

本日の審議会は会長、会長代理の選出をいただいた後、都市計画マスタープラン改定を集中的に審議する専門委員会、小委員会についてご審議をいただく予定となっておりますので宜しくお申し上げます。

最後になりますが、依然としてコロナ禍での審議となります。なにかとご辛抱をおかけすることとなろうと思っておりますが、江別の将来の都市の実現するための審議会でございますので、その点よろしく申し上げまして、私からの開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

4. 委員の紹介

●鳴海課長

只今、皆様には委員委嘱をさせていただきましたが、改めまして委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

《司会より、各委員の紹介》

続きまして、本審議会の事務を所管しております、企画政策部の職員を紹介いたします。

《司会より、事務局の紹介》

なお、本日の審議会につきましては、委員20名中15名の出席となっており、2分の1以上の出席がありますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

5. 会長の選出

●鳴海課長

それでは、次第の『5. 会長の選出』に入ります。会長の選出ですが、「江別市都市計画審議会条例」第4条第1項に基づき、「学識経験者の中から、選挙により会長を選出する」とされておりますが、会長の選出方法についてお諮りしたいと思います。何かご意見やご提案はございますでしょうか。

●落合委員

はい。

●鳴海課長

落合委員どうぞ。

●落合委員

会長の選出方法については、これまでと同様に、指名推選ということにしまして、私から推薦させていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

●鳴海課長

只今、落合委員から指名推選とのご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

～委員同意～

ありがとうございます。それでは落合委員、よろしく願いいたします。

●落合委員

ありがとうございます。誠に僭越ですが、佐々木委員に、引き続き会長をお引き受けいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

●鳴海課長

只今、落合委員から佐々木委員を会長とのご推薦がありましたが、佐々木委員を会長とすることによろしいでしょうか。

～委員同意～

それでは、ご賛同を得られましたので、引き続き大変ご面倒お掛けいたしますが、佐々木委員よろしく願いいたします。

6. 会長挨拶

●鳴海課長

それでは、次第の『6. 会長挨拶』ですが、佐々木会長よろしく願いいたします。

●佐々木会長

引き続き審議会の会長をさせていただきます佐々木です。多分これが私の最後の務めだろうと思うのですが、特に新しい任期には、江別の都市計画マスタープランの見直しと、立地適正化計画の策定という大きな課題を持ってスタートすることになります。そういうものも合わせて江別に住んでいらっしゃるお年寄りに住みやすい環境、或いは若者が働きやすいまちというものを目指して、この新しいプランを作っていくしたいと思います。前年度から引継ぎの委員もいらっしゃると思いますが、2年間ですので一つ頑張っ、て、コロナ禍でございますが、議事進行は協力いただきましてスムーズにやっ、ていこうと思、います。よろしく願いいたします。

7. 会長代理の指名

●鳴海課長

ありがとうございます。続きまして次第の『7. 会長代理の指名』ですが、「江別市都市計画審議会条例」第4条第3項の規定に基づきまして、会長よりご指名をお願いします。

●佐々木会長

それでは、会長代理につきましては、大変ご苦勞をおかけしますが、都市計画を専門とする小篠委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

●小篠委員

～承諾～

●鳴海課長

ありがとうございます。小篠委員におかれましては、ご苦勞をおかけしますが、会長代理をよろしくお願いいたします。

また、大変恐縮ではございますが、市長は次の公務のため、ここで退席させていただきます。

●三好市長

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

●鳴海課長

お手数ですが、佐々木会長は席の移動をお願いいたします。

<佐々木会長 会長席へ移動>

8. 議事

●鳴海課長

議事に入ります前に、本日の資料の確認をいたします。事前に送付しました議事次第と資料1、そして本日配布しておりますカラーの「都市計画について」と「江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置について」の合わせて4点です。また、表紙に「江別市都市計画審議会資料」と記載された青色のフラットファイル、それと、以前より委員を継続されている方、前任者から委員を継承されている方を除く新規の委員には「江別市都市計画マスタープラン2014[改訂版]」をお配りしております。皆様でございますでしょうか。

本日は、会議の傍聴を希望されている方が1名おります。佐々木会長、傍聴者の入室を許可してよろしいでしょうか。

●佐々木会長

傍聴者の入室を許可します。

●鳴海課長

それでは、これ以降の議事進行につきましては、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

●佐々木会長

それでは、議事を進めて参りたいと思います。「江別市都市計画マスタープラン等小委員会の設置」について、事務局より説明をお願いします。

●宮川係長

都市計画課の宮川です。小委員会の説明に入る前に、新たに委員なられた方もいらっしゃると思いますことから、まず「江別市の都市計画について」簡単に説明したいと思います。前方のスクリーンには、お手元の資料と同じ内容を表示しておりますので、見やすい方をご覧ください。

1 ページ下段をご覧ください。まず、都市計画とは、一言で言いますと「都市計画法に基づいて定める、まちづくりのルール」です。この都市計画法で定める制度の体系を現したものが下の図です。まず、都市計画法の規定が適用される区域として、都市計画区域を定めます。次に、その区域について、都市づくりの方針となる「整備、開発及び保全の方針」を定めます。この方針に基づき、区域区分や、市町村の都市計画の方針、加えて、土地利用や都市施設に関する都市計画などを定めることで、総合的、一体的にまちづくりを規制、誘導していくものです。続いて、それぞれの項目について、江別市における主な決定状況などをご説明します。

2 ページ上段をご覧ください。都市計画区域ですが、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図る区域」と定義されており、道内では79の区域が北海道により指定されています。江別市はそのうちのひとつ、札幌圏都市計画区域に含まれております。この区域は江別市のほか、札幌市、北広島市、石狩市、小樽市を含んだ区域となっております。区域の形状としては、右の図のオレンジ色の区域で、江別市、北広島市の全域と、札幌市、石狩市、小樽市の一部区域で構成されています。

2 ページ下段をご覧ください。都市計画に関する方針ですが、先ほどの体系図のとおり方針は2つあります。まず「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」です。これは、都市計画区域ごとに定められる方針で、「札幌圏都市計画区域マスタープラン」、省略して「区域マス」とも呼ばれます。この区域マスは、広域的な見地から長期的なビジョンを持って、北海道が定める方針です。次に、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。江別市で策定している「江別市都市計画マスタープラン」がこれに当たります。省略して「都市マス」とも呼ばれます。都市マスは、総合的に都市づくりを進めるための指針であり、今後、目指していく都市づくりの目標や、基本方針を定めています。また、都市マスは、江別市の最上位計画である総合計画や、先ほどの区域マスに即した内容である必要があり、江別市が定める都市計画は、この都市マスに即したものとなっております。現在の都市マスは、平成26年3月に改訂したものであり、10年後を目標年次、つまり令和5年を目標とした計画です。また、この都市マスに一定の具体性を持たせるために、市街化区域内を都市機能と居住を誘導する区域に分け、国の支援や一定の規制により、コンパクトなまちづくりを更に推進する計画として都市マスの高度化版である「立地適正化計画」というものがあります。今回の改訂にあわせて、こちらの「立地適正化計画」を策定することと考えております。改定、策定作業を今年度と来年度で行う予定です。

3 ページ上段をご覧ください。区域区分についてご説明します。区域区分とは、無秩序な市街化を防止するため、先ほどご説明した都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域に区分する制度のことで、線引きとも言います。そのうち、市街化区域とは、優先的、計画的に市街化を促進していく区域のことで、市街化調整区域とは、市街化を抑制していく区域のことで、下の写真は、区域区分のイメージになります。この赤い点線で囲まれた部分が市街化区域に指定されている区域です。住居が建ち並

び市街化が促進されているのがわかると思います。逆に、点線の外側が、市街化調整区域です。基本的には農業を営む方の住居以外は、建てることができませんので、ほとんどが農地であることがわかると思います。こうして区域区分をすることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることができるとされています。

3 ページ下段をご覧ください。次に、土地利用に関する都市計画についてご説明します。まず、用途地域とは、土地の用途を分類して定めるもので、土地利用の最も基本となる都市計画です。土地の用途は、大きく分けると住居系・商業系・工業系に分類できますが、建てられる建物を分類して地域ごとに指定することで、合理的な土地利用を誘導することができます。この用途地域は、細かく 13 種類に分類されており、江別市ではこのうち 11 種類の用途地域を指定しています。そのほか江別市で定めている地域地区としては、2つの特別用途地区と、商業系の用途地域と併せて指定する準防火地域があります。

4 ページ上段をご覧ください。続いて、都市施設についてご説明いたします。都市施設とは、都市生活を営むうえで必要な施設のことで、主なものとして道路、公園、下水道、ごみ焼却場、火葬場などが定義されています。ちなみに、江別市の都市計画で定めている都市施設は、道路が、幹線道路などが 50 路線、総延長 112km。都市高速鉄道が、JR 野幌駅付近の鉄道高架で延長 4,490m。公園・緑地が、64 箇所の公園と、10 箇所の緑地、合せて 74 箇所。その他、南幌町の区域を含めた公共下水道や、江別市環境クリーンセンターなどの処理施設、火葬場があります。

4 ページ下段をご覧ください。続いて地区計画について、ご説明します。地区計画とは、地区の特色を生かし、良好な住環境を形成するため、建物の建て方や用途、塀や生け垣の制限、道路や公園の位置などを一体的に定める「地区単位の都市計画」のことです。江別市では、主に土地区画整理事業など、新たな宅地造成に併せ 13 地区で指定しています。

5 ページ上段をご覧ください。こちらは、先ほど説明した、区域区分や用途地域、都市施設、地区計画の構造イメージ図です。すべて重ねて表示したものが、一番下の都市全体の計画見取り図になりますが、委員の皆様にお配りしております「都市計画図」が、これに当たります。

5 ページ下段をご覧ください。次に、都市計画の決定主体について、ご説明いたします。都市計画の決定や変更は、その定めようとする都市計画の種類や内容により、北海道と江別市に権限が分けられています。北海道は、区域マスや区域区分など、市町村を超えて広域に影響を及ぼす都市計画を決定し、江別市は、北海道が決定するもの以外の都市計画、すなわち広域に影響を及ぼすことが少ない、都市マスや用途地域、地区計画などの都市計画を決定します。

6 ページ上段をご覧ください。続いて、都市計画の決定手続きについて、ご説明します。細かい関係者協議などは省略していますが、江別市が都市計画を定める場合の手続きの流れです。左から、まず決定しようとする都市計画の案を作成し、都市計画審議会ですべて事前説明を行った後、広く市民意見を反映できるよう、縦覧を行います。この縦覧期間中、市民や利害関係人は、都市計画の案に対する意見書を提出することができます。提出された意見書の内容を踏まえて作成した都市計画の案について、都市計画審議会に諮問し、承認が得られましたら、北海道知事との協議を経て、決定となります。

6 ページ下段をご覧ください。続いて、北海道が定める都市計画の場合の流れをご説明します。左から、基本的に北海道で決定する都市計画の場合でも、計画の素案は江別市で作成します。この素案について、都市計画審議会ですべて説明した後、北海道に対し、都市計画原案として申し出を行います。これ以降、図の緑色の部分については、

北海道での手続きとなります。途中、江別市に対して意見照会がありますが、それ以外は、先ほどの江別市が決定する場合の流れと、ほぼ同様となっております。都市計画審議会での予備審査や、案の縦覧、都市計画審議会の本審査、国土交通大臣の同意を経た後、決定となります。

以上、江別市の都市計画について、概要をご説明させていただきました。なお、お配りしております資料「江別の都市計画」に、それぞれの詳細が記載されておりますので、よろしければご覧ください。

ここで説明者を交代いたします。

●布澤主査

都市計画課の布澤です。江別市都市計画マスタープラン等小委員会の設置について、ご説明します。

7ページ上段をご覧ください。本日の構成ですが、1、小委員会の設置の背景と目的。2、これまでの経緯。3、スケジュールとなっております。

7ページ下段をご覧ください。小委員会の設置の背景・目的について、ご説明いたします。先日の都市計画審議会でもご説明しましたが、令和4年度と令和5年度の2ヵ年で、都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定をします。そこで、効率的で効果的な集中議論をしていただきたく、専門性をお持ちの方や、江別を熟知されている方、改定方針でご説明した、改定の視点について、広い見聞を有している方など、少人数で、迅速で活発な議論の場の設定を図るものです。

8ページ上段をご覧ください。こちらは、昨年度令和4年2月1日の都市計画審議会で決定した、マスタープラン改定方針の中の改定に向けた体系図です。図の左側になりますが、小委員会は都市計画審議会から付託され、都市計画審議会に報告を行うものであり、改定方針に位置付けております。この改定方針により、小委員会を設置するということが決定しております。

8ページ下段をご覧ください。こちらは、今年度、令和4年5月19日の都市計画審議会で決定した、小委員会設置要綱です。事前資料としてこの設置要綱を送付しております。この要綱の第4条により、都市計画審議会委員の中から8名以内の委員によって組織するということが決定しております。

9ページをご覧ください。こちらは、今年度・来年度のスケジュールとなっております。今年度、令和4年度は都市計画マスタープランは全体構想、立地適正化計画は中間素案までを作成する予定となっております。小委員会については、本日この審議会後に第1回を開催させていただきます。本日を含め、今年度4回程度開催する予定であり、第4回の開催後に都市計画審議会で中間報告を行う予定で想定しております。各小委員会での会議録や資料については、小委員会の委員の方だけではなく、審議会委員の皆様へ配布させていただき、進捗状況や議論の内容について情報共有を図らせていただきたいと思います。

以上、江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置について説明をさせていただきました。なお、本日はこの小委員会の委員について、ご審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

●佐々木会長

ありがとうございます。まず、江別の都市計画についての説明がございまして、その後に、審議に関する説明がありました。ここまでで質問はございますか。それでは、前回の審議会で決定しました要綱に基づき、委員を選出したいと思います。要綱では、

都市計画審議会会長による8名以内の指名となっており、委員の選出にあたっては、事務局とも相談させていただきました。事務局より、委員の案について説明願います。

●鳴海課長

それでは、委員の案についてご説明します。選出にあたっては、専門性や江別に対して熟知されており、広い見聞を有している点などを考慮して、8名の方々を選出しました。お手元のフラットファイルにあります委員名簿をご覧ください。学識経験者の区分から石橋委員、小篠委員、三好委員、市議会議員の区分からは、鈴木委員、角田委員、市民及び関係団体から、落合委員、町村委員、関係行政機関から佐藤委員、以上の8名です。なお、三好委員については、本日欠席されておりますが、事前に小委員会委員の選出に同意いただいております。

●佐々木会長

提案された案について、委員の皆様、いかがでしょうか。

～委員同意～

それでは、提案の8名の委員の皆様を小委員会委員として指名させていただきます。大変ですが、これからの集中審議をよろしく願います。

9. その他

●佐々木会長

続きまして、次第の9、『その他』についてですが、事務局より何かありますか。

●宮川係長

今回の審議会ですが、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について、来年2月頃に中間報告を予定しております。日程については、改めて調整させていただきます。

なお、本日は審議会終了後に、引き続き小委員会の開催を予定しております。長時間になりますが、小委員会の委員になられた皆様におきましては引き続きよろしくお願いいたします。会場設営もありますので、小委員会は15分後の14時25分より開催したいと思います。事務局からは以上でございます。

10. 閉会

●佐々木会長

それでは、本日予定の議事につきまして、すべて終了いたしました。以上をもちまして閉会したいと思います。ありがとうございました。